誓約書

奈良市養育費確保支援事業補助金（以下「本補助金」という）に関して下記のとおり誓約します。

なお各項目について、万一過誤及び虚偽があった場合は、奈良市の指示に従いすみやかに返金等の必要な手続きを行うことを併せて誓約します。

１．申請における必要事項について

交付申請及び実績報告に際しては、以下の要件を満たしていることを確認し申請します。また、申請中に要件を満たさなくなった場合はすみやかに奈良市に報告し、奈良市の指示に従います。

・２０歳未満の子どもを養育している

・ひとり親である（事実婚状態であるとみなされた場合は本補助金の対象外となります）

・奈良市に住所があり、いまも実際に住んでいる（DV等により支援を受けている等、特別な事情を除く）

・暴力団や暴力団に関係を持つ者ではない

２．補助申請金額について

養育費確保に関する費用について、補助申請金額は補助申請者本人の負担分に相違ありません。

３．他自治体等の補助金交付について

養育費確保に関して、今までに奈良市、国、他市町村から補助金の交付を受けていません。

※ ただし、「①養育費の請求を行う相手が違う場合」及び「②弁護士・法テラスに依頼する契約内容が異なり、かつ過去に奈良市で交付を受けた補助金が上限額を超えない場合」を除きます。

４．弁護士補助金における着手金について

　　弁護士補助金における着手金を申請する場合、着手金を弁護士等に支払う前であることに相違ありません。

５．弁護士等直接口座振込について

　　弁護士等直接口座振込制度を利用する場合、契約を交わした弁護士に「弁護士等直接口座振込における説明事項及び確認同意書」の内容を確認のうえ同意を得ます。

６．法テラスへの償還について

　　法テラス補助金を利用しかつ弁護士等直接口座振込制度を利用しない場合、法テラスへの本補助金分の償還は、原則１ヶ月以内に行います。なお、法テラスとの間で別途取り決めがなされた場合は、この限りではありません。

　　　　　　年　　　月　　　日

　（宛先）　奈　良　市　長

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者：住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名